

第2次苫小牧市都市計画マスタープラン（案）に寄せられた意見と市の考え方について（パブリックコメントの結果）

意見提出期間 平成31年1月28日 ～ 平成31年2月26日 （30日間）

意見提出人数 3人

提出意見件数（項目） 3件 （7項目）

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	1	(原文・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u>) 7ページの将来人口・約15万程度と、23ページの「人口減少を少しでも抑え」という表現は矛盾しているのではないか。将来像を語るうえで、両者のスタンスでは知恵の出し方、考え方が変わってくるのでは。	国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2040年で148,083人になると推計されていますが、苫小牧市人口ビジョンでは、15万人を維持するという将来展望を示しています。本計画では、これらを踏まえ、少しでも人口減少を抑えるため、各種施策を実施することと考えており、矛盾するものではないと考えています。	D
2	1	(原文・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u>) 目次の後に全体の流れが俯瞰できるフローチャートのようなものがあると、手引きとしてわかりやすいのではないか。	計画の構成については、8ページに記載しています。	B
3	1	(原文・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u>) 74ページの苫小牧錦岡オーシャンヒルズ地区西側における「市街化区域縮小」の範囲を西端の構造物が建設されている部分のみに修正し、併せて関連する図も修正してほしい。	人口が減少するなかで、市街地における人口密度や地域のコミュニティを維持するためには、未利用市街化区域の縮小が必要であると考えています。そのため本計画では、数地区において、土地利用	C

		<p>い。</p> <p>残りの部分については、民間活力による事業プランを進めており、これまで行ってきた住環境整備や明徳町の大型店誘致等、拠点づくりの取り組みとの相乗効果が期待できる。</p>	<p>状況を踏まえながら市街化区域の縮小を掲げております。</p> <p>頂いたご意見については、個別の都市計画変更手続きの際の参考とさせていただきます。</p>	
4	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>18ページの公共施設については、「地区毎に適正な数を検討して設置する」とした旨の記載をしたほうが良いのではないか。</p>	<p>公共施設については、苫小牧市公共施設等総合管理計画に基づき、適正な配置や運営管理を進めていきます。</p>	C
5	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>19ページの公共交通については、将来的に自家用車での移動ができなくなる世代が増えてくると思うので、「維持」ではなく「積極的な活用」と明記し、鉄道・バス利用の促進を図るべきではないか。</p>	<p>49・50ページに、「公共交通の充実や利用促進」について位置付けておりますので、頂いたご意見と同様の考え方を持っています。</p>	B
6	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>快適な生活交通の確保のために、柳町周辺部への新駅設置も含めた鉄道軸の強化を図るとともに、各生活拠点周辺への域内循環バスの設置などを検討すべきではないか。</p>	<p>本計画では、拠点と公共交通による分節型・集約型都市構造への転換を目指しており、柳町周辺部への新駅設置は想定しておりません。</p> <p>また、105ページに柳町周辺から拠点へのアクセス性の向上を位置付けており、頂いたご意見と同様の考え方を持っています。</p>	D B
7	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>90ページの空き店舗対策として、苫小牧南側の商業施設跡地を駅前庁舎として活用するなど、官民連携施設の建設等を検討すべきではないか。</p>	<p>本計画では、苫小牧駅から国道36号に至るエリアを都市拠点と位置付けており、頂いたご意見については具体的な施設整備等の際の参考とさせていただきます。</p>	C

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことが